

栃木労働局「今月(6月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



① 熱中症を防止しましょう！

職場においても熱中症が発生しており、全国的には、重篤化して死亡に至る事例も跡を絶たない状況にあります。

事業場においては、熱中症を防止するため、作業当日のWBGT値（暑さ指数）を把握した上で、作業開始前に労働者の健康状態を把握し、水分・塩分をこまめに摂取させましょう。

なお、熱中症を疑わせる症状が見られた場合など異常が生じたら、個人任せや一人にしないで、ためらわず病院に受診させましょう。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>



② 令和5年度の労働保険の年度更新の手続きが始まります！（6/1～7/10）

○令和5年度労働保険年度更新の手続きは、**令和5年6月1日から7月10日まで**です。

★年度更新申告書の書き方はこちら

◇一元適用事業及び二元適用事業（雇用保険）の場合は、保険料算定基礎額と保険料額を労災保険分と雇用保険分ごとに、前期（令和4年4月1日～同年9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて算出します。例年とは算定方法が異なりますので、詳しくは以下のリーフレット及び上記掲載の申告書の書き方をご確認ください。

- ・令和4年度確定保険料の算定方法が例年とは異なります（継続事業用）
- ・令和4年度確定保険料の算定方法が例年とは異なります（雇用保険用）
- ・年度更新申告書のイメージ図はこちらをご確認ください。変更後の様式はこちらをご確認ください。

◇令和4年度確定保険料の算定に当たっては、「[こちら（年度更新申告書計算支援ツール）](#)」をご活用ください。」



労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！

- ★ いつでもどこでも手続き可能！
- ★ 簡単・スピーディに申請！
- ★ ムダな時間やコストも削減！



③ 令和6年3月高等学校卒業予定者の求人受付について

◆ 高等学校卒業予定者を対象とする求人を6月1日より受け付けます。

● 6月1日以降に事業所を管轄する安定所へ、お申込みください。

詳細については、栃木労働局ホームページをご覧ください。事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

栃木労働局HP：https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/jigyounushi_jouhou/R5gakusotu_kyujin_00001.html

各ハローワーク：<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

●ハローワークインターネットサービス上で求人者マイページを作成し、高卒求人を申し込むことも可能です。

●申込をした求人は、7月1日以降に交付いたします。

●安定所から交付された確認印のある求人票（写）を7月1日以降、各学校へ提出してください。

※学校では、安定所の確認印のない求人については、受付けないため、ご注意ください。

◆ 高卒就職情報WEB提供サービスについて

●学校では、このサービスを活用し、求人情報の検索や合同就職面接会などのイベント情報、職場見学会の検索などを行っています。

求人票を「高卒就職情報WEBサービス」上で公開することで、より多くの生徒が求人票等の情報を閲覧できるようになります。

事業所の方については、全国高等学校便覧を掲載していますので、学校訪問等に活用することができます。 **サイト**：<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>



④ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間中です！(4/1~7/31)

○令和5年4月1日~7月31日は多くの新入学生がアルバイトを始める期間です。アルバイトを始める前に、労働条件について一度確かめてみませんか？
また、キャンペーン期間中は相談窓口も設置しています。お気軽にご相談ください！
【相談コーナー】 栃木労働局雇用環境・均等室/各労働基準監督署 総合労働相談コーナー



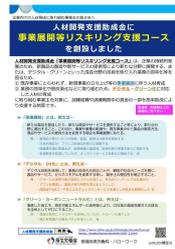
⑤ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

人への投資促進コース・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の定額制訓練、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の自発的職業能力開発訓練、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。
令和4年12月助成率が引き上げとなりました。



事業展開等リスキリング支援コース・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】 栃木労働局助成金事務センター TEL : 028-614-2263



⑥ 賃金引き上げに向けた支援策について



○最低賃金引き上げに向けて次の支援措置を設けています。ご利用ください。

* **業務改善助成金**: 生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金
(※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください)

業務改善助成金についてはこちら

【問合せ】業務改善助成金コールセンターTEL : 0120-366-440

* **働き方改革推進支援センター相談窓口**: 中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応
【問合せ】栃木働き方改革推進支援センターTEL : 0800-800-8100



⑦ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます(令和6年4月以降)

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。



⑧ 【令和4年】栃木県の最低賃金について

地域別最低賃金 ※栃木県内で事業を営む使用者とその事業に使用される労働者に適用されます。

【効力発生日：2022(令和4)年10月1日】

◆栃木県最低賃金

時間額 913円

